

令和 6 年度福知山市コミュニティファンド補助金 募集要項

募集期間：令和 6 年 7 月 22 日（月）～令和 6 年 8 月 30 日（金）

目次

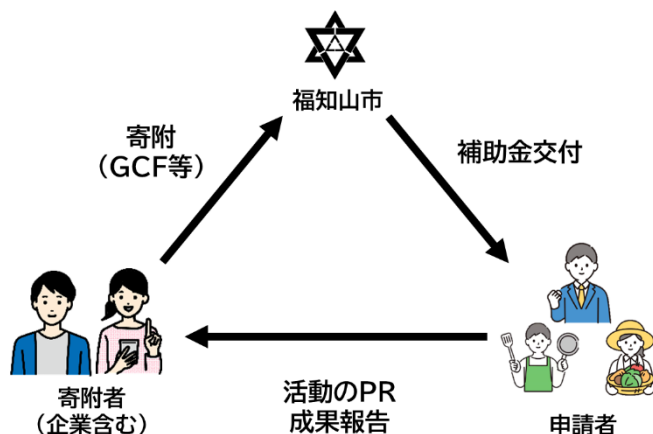
1. 制度の目的	1 ページ
2. 事業の流れ	1 ページ
3. 対象者の要件	2 ページ
4. 対象となる事業	2 ページ
5. 補助金の額	2 ページ
6. 対象となる経費	3 ページ
7. 対象外となる経費	3 ページ
8. スケジュール	4 ページ
9. 事業の認定申請手続き	5 ページ
10. 事業審査会	5 ページ
11. 寄附の募集	5 ページ
12. 寄附金額の確定	6 ページ
13. 補助金の申請	6 ページ
14. 補助金の交付決定・事業実施	7 ページ
15. 事業の実績報告	7 ページ
16. 成果報告会・交流会の開催	7 ページ
17. 問合せ先等	8 ページ

1. 制度の目的

本制度は、「まちづくり構想 福知山」に掲げる「市民懇談会から福知山市の未来への21の提案」を実現する事業に対し、ふるさと納税型クラウドファンディング等によって集めた寄附金を補助金として交付します。

この制度を通じて、市民が主体となって取組む地域づくり活動を同じ福知山市をはじめ、その活動に共感いただいた全国の皆さんと共に応援し、支える仕組みづくりにつなげていくことを目的としています。

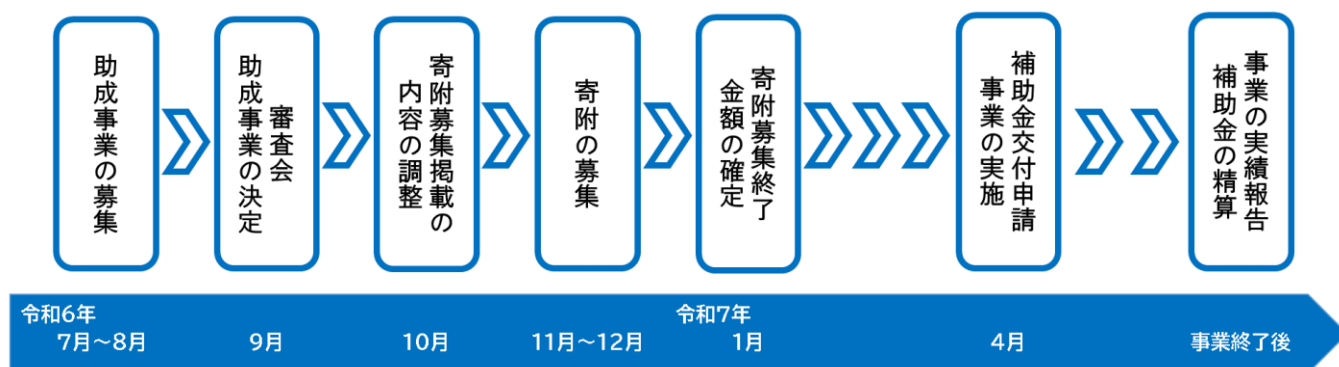
【事業イメージ図】



※ふるさと納税型クラウドファンディング（ふるさと納税型 CF）とは

自治体がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。ふるさと納税による寄附金の使い道をより具体的に指定して応援することができます。本制度では、ふるさとチョイスの「ガバメントクラウドファンディング（GCF）[®]」サイトに助成対象となる事業を掲載予定です。

2. 事業の流れ



令和6年度に助成対象事業を決定し、ふるさと納税型 CF による個人からの寄附と企業からの寄附を募り、集まった寄附金を原資に令和7年度に助成対象事業に対して、補助金を交付します。

※補助金の額は寄附募集の結果によって変動するため、定額の補助金が保証されるものではありません。

3. 対象者の要件

- ①市内に住所を有する個人
- ②市内に事務所あるいは事業所がある法人
- ③代表者及び構成員の半分以上が市内に住所を有し、会則又は規約等を有する団体

4. 対象となる事業

下記の全てに当てはまる事業

- ①まちづくり構想 福知山に掲げる「市民懇談会から福知山市の未来への21の提案」を実現する事業
- ②寄附金の目標金額を100万円以上とする事業
- ③寄附金が目標金額に達しない場合でも実施する事業
- ④令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に実施する事業

※ふるさと納税型 CF は未達成でも寄附者に返金できないため、寄附金額が目標に達しない場合は、寄附金額の範囲内で事業規模の変更あるいは自己資金等を多くして事業を実施いただくこととなります。

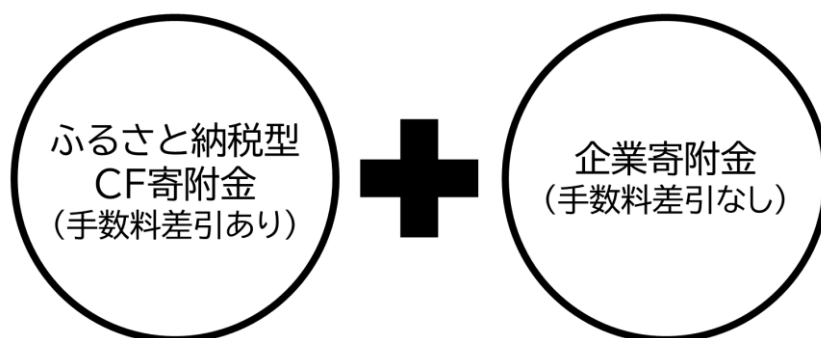
※国や府の補助金との併用は可能ですが、他の行政機関との併用ができない補助金もありますので、併用を考えている補助金の条件等を確認した上で、本補助金の申請をしてください。

◎下記に該当する場合は対象外となります。

- ①市の他の補助金や委託を受ける事業
- ②備品購入や委託、団体運営の経常的な費用が主たる目的となる事業

5. 補助金の額

補助金の額は、ふるさと納税型 CF 寄附金の額からふるさと納税型 CF 寄附金の募集に必要な手数料等を差し引いた金額と企業寄附金を合計したものとします（1,000円未満の端数が生じた場合は切捨て）。



6. 対象となる経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払う下記の経費を対象とします。

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等。ただし、団体の運営に必要な経常的な賃金及び役員報酬は対象としない。
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費、広告費、手数料等
保険料	事業実施に必要なイベント保険や傷害保険等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	施設等の借上料、OA機器等の使用料等
原材料費	事業実施に必要な原材料費
備品購入費	交付事業の実施に必要な備品で、減価償却の耐用年数が1年以上のものの購入に係る費用とする。
工事請負費	事業実施に必要な建物の改装費等
その他市長が必要と認める経費	

※表中にかかる経費で、1件5万円を超えるものは申請時と実績報告時に見積書の提出が必要となります。

7. 対象外となる経費

下記の経費については、対象外経費となるので、ご注意ください。

- ・賃金や役員報酬、事務所の家賃等の団体運営に必要な経常的な経費
- ・報償費、旅費のうち団体構成員に対して支出する経費
- ・飲食に関する経費
- ・商品券等の金券、景品や記念品等の購入経費
- ・領収書のない経費
- ・領収書の明細が不明な経費
- ・使途の確認ができない経費
- ・申請事業と直接かかわりのない経費

8. スケジュール

項目	日程	内容
申請締切	令和6年8月30日(金)	申請書を市役所2階のまちづくり推進課まで提出いただくか、電子申請で提出してください。
審査会	9月中旬	審査会を実施します。 審査会では申請者に事業の説明をいただきます。 ※日程は申請者にお知らせします。
事業認定	9月下旬	申請者へ事業の認定・不認定を通知します
寄附募集 の準備	10月1日～10月31日	ふるさとチョイスのGCF®サイト等への掲載内容を申請者と市で調整します。
寄附募集	11月1日～12月31日	GCF®サイトや市のHPや公式SNS等へ事業を掲載し、寄附を募ります。
寄附金額 確定	令和7年1月下旬	寄附金額について申請者に通知します。
補助金 申請	令和7年4月1日～	寄附金額を上限に補助金の交付申請書類をまちづくり推進課まで提出してください。
事業実施	～令和8年3月31日(月)	申請書の計画に基づいて、事業を実施してください。当初の計画と変わる場合や、購入予定のなかった物を購入する必要がある場合は、事前にご相談ください。
実績報告		事業完了後に、実績報告書類を提出してください。
交付	実績報告書類確認後	実績報告書類の確認後、請求書提出により補助金を交付します。ただし、概算払請求書を提出している場合は、事業完了前に補助金を交付し、事業完了後に精算を行います。
報告会	申請者と調整後に確定	事業成果の共有や交流を兼ねた報告会を開催します。 事業の実施状況に応じて開催時期は調整させていただきます。

9. 事業の認定申請手続（～令和6年8月30日まで）

申請を希望する方、団体は下記の書類に必要事項を記入し、令和6年8月30日（金）までに地域振興部まちづくり推進課に提出してください。

	書類名
1	福知山市コミュニティファンド事業認定書（別記様式第1号）
2	事業計画書（別紙1-1）
3	収支予算書（別紙1-2）
4	見積書（1件当たり5万円以上の経費がある場合）
5	団体規約・会則等（任意様式、個人の申請の場合は不要）
6	団体名簿（任意様式、個人の申請の場合は不要）

10. 事業審査会（令和6年9月中旬）

事業申請された方には、福知山市コミュニティファンド事業審査会において、事業内容等のプレゼンテーションをしていただきます。なお、審査会に御出席いただけない場合は、事業の認定ができないのでご注意ください。審査会の日程については、改めて申請者に通知をいたします。

審査会では、下記の基準で事業を評価し、採択の可否を決定します。

	審査項目	審査基準
1	事業の公益性	課題が地域の公共的なものであり、事業の実施効果が広く市民に及ぶものであること。
2	事業の遂行能力（計画性）	事業計画に具体性があり、事業実施に向けた体制やスケジュールが適切であること。
3	事業の継続性・発展性	事業の実施効果が継続するもの又は継続した事業になることが期待できること。
4	市民への共感性	事業が多くの人に共感できる内容であり、寄附を集めるための計画と熱意があること。

11. 寄附の募集（令和6年11月1日～12月31日）

事業の認定決定後に、GCF®サイトの掲載内容等を申請者と市で調整、寄附の募集を行います。市からは次の方法でPRを予定していますが、寄附を集めるためには、身近な人から共感の輪を広げていくことが大切です。申請者の皆さまも寄附者からの共感が得られるように写真や活動紹介動画等の提供をはじめ、PRの協力をお願いいたします。

【PR 方法】

- ・ふるさとチョイスの GCF®サイトへの掲載
- ・市 HP での事業紹介
- ・市の公式 Youtube チャンネル、各種 SNS（LINE 等）での情報発信 など

※寄附者への返礼品は本事業では設定をいたしません。

※GCF®サイトによる寄附は個人の方だけができます。

※企業等からの寄附についてはまちづくり推進課で受け付けます。

1 2. 寄附金額の確定（令和 7 年 12 月 31 日）

寄附の募集は令和 6 年 12 月 31 日まで行い、集まった寄附金額を申請者に通知します。集まった寄附金額を上限に福知山市コミュニティファンド事業補助金を令和 7 年 4 月以降に交付予定となりますので、申請者の皆さまには集まった寄附金額を踏まえて、事業実施に向けた調整や準備を進めてください。

※この期間に発生した経費は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

1 3. 補助金の申請（令和 7 年 4 月～）

申請者は、令和 7 年 4 月 1 日以降に、寄附金額を上限として下記の書類に必要事項を記入し、福知山市コミュニティファンド事業補助金の交付申請をまちづくり推進課に提出してください。

	書類名
1	福知山市コミュニティファンド事業補助金交付申請書（別記様式第 4 号）
2	事業計画書（別紙 2-1）
3	収支予算書（別紙 2-2）
4	口座振替依頼書（別紙 2-3）
5	福知山市コミュニティファンド事業認定通知書の写し
6	福知山市コミュニティファンド事業寄附金額確定通知書の写し
7	見積書（1 件当たり 5 万円以上の経費がある場合）
8	団体規約・会則等（任意様式、個人の申請の場合は不要）
9	団体名簿（任意様式、個人の申請の場合は不要）

※事業計画書と収支予算書は、集まった寄附金額に基づいて作成してください。

※補助金の交付決定前（令和 7 年 4 月 1 日以降）に事業実施される場合は「福知山市コミュニティファンド事業補助金事前着手届（別記様式第 5 号）」もご提出ください。提出がない場合は、交付決定後にかかった経費のみ対象となるのでご注意ください。

14. 補助金の交付決定・事業実施（令和7年4月～）

申請者から提出された補助金交付申請書等の内容を市が確認し、補助金の交付決定を行います。

補助金の概算払いを希望するときは、補助金の交付決定後に「福知山市コミュニティファンド事業補助金概算払交付請求書（別紙様式第11号）」をご提出ください。

申請者は、事業実施にあたり寄附者に SNS 等を活用して事業の実施状況の報告をお願いします。市においても GCF®サイトに事業の実施状況を掲載するために、写真や活動報告等の提出依頼をすることがありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

15. 事業の実績報告

申請者は、事業終了後1か月程度を目安に下記の書類をまちづくり推進課までご提出ください。

	書類名
1	福知山市コミュニティファンド事業補助金実績報告書（別記様式第9号）
2	事業報告書（別紙4-1）
3	収支決算書（別紙4-2）
4	領収書の写し、記録写真等

16. 成果報告会・交流会の開催

実施した事業について、その内容や成果を寄附者や市民に知っていただくために成果報告会・交流会の開催を予定していますので、申請者の皆さまには、発表資料の作成等のご協力をお願いします。開催日程については、事業実施の状況等に応じて、調整させていただきます。

17. 福知山市人材マッチングサービス（福マチについて）

福知山市では地域づくり活動に取り組む活動者と地域活動やボランティアに興味がある方をマッチングする福知山市人材マッチングサービス「福マチ」の運営をしています。

実施事業の協力者を募りたい時は、「福マチ」に登録いただくと、市が協力者したい方とのマッチングをお手伝いします。詳細については、下記の二次元コードを参照ください。



「福マチ」二次元コード

18. 問合せ先等

市ホームページには、申請様式をはじめ各種様式の掲載、電子申請受付をしているので、下記の URL あるいは、二次元コードからご覧ください。

【福知山市コミュニティファンド事業補助金ホームページ】
<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/5/66162.html>



福知山市役所 地域振興部 まちづくり推進課 自治協働係
〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1 (庁舎 2 階)
電話：0773-24-9174
E-Mail：machi●city.fukuchiyama.lg.jp
※●は@と置き換えてください。